附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

次に掲げる別表の規定は、当該別表に定める日から適用する。

一　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在インドネシア、在中華人民共和国、在オーストラリア、在ニュージーランド、在バヌアツ、在フィジー、在カナダ、在アイスランド、在アイルランド、在イタリア、在英国、在エストニア、在オランダ、在北マケドニア、在スウェーデン、在スペイン、在スロバキア、在スロベニア、在チェコ、在ドイツ、在ノルウェー、在バチカン、在フランス、在ベルギー、在ポルトガル、在ラトビア、在ルクセンブルク、在イスラエル、在ガボン、在カメルーン、在コートジボワール、在セネガル、在ブルキナファソ、在ベナン、在ボツワナ及び在マリの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在重慶、在瀋陽、在青島、在パース、在メルボルン、在オークランド、在カルガリー、在トロント、在バンクーバー、在モントリオール、在エディンバラ、在バルセロナ、在デュッセルドルフ、在ハンブルク、在フランクフルト、在ミュンヘン及び在ストラスブールの各日本国総領事館に係る同表の規定　令和三年八月一日

二　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ザンビア日本国大使館に係る同表の規定　令和三年十一月一日

○外務省令第十四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日　　外務大臣　林　芳正

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分	号別月額	［略］	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［略］
			円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア		重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ	済州 釜山 セブ ダバオ ダナン ホーチミン	デンパサール ベナン	
	大洋州					メルボルン オークランド	シドニー パース ブリスベン		
	北米		アトランタ	サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス	カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
	中南米		レシフェ	リオデジャネイロ レオン		クリチバ サンパウロ			
	欧州		ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	エディンバラ サンクトペテルブルク		デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	ミラノ バルセロナ マルセイユ		
	中東					ドバイ	イスタンブール		
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分	号別月額	［同上］	21号	22号	23号	24号	25号	26号	［同上］
			円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	
国地の別	アジア		香港	重慶 瀋陽	広州 上海 青島	スラバヤ メダン チェンマイ	済州 釜山 セブ ダバオ ホーチミン	デンパサール ベナン	
	大洋州						シドニー ブリスベン メルボルン オークランド	パース	
	北米		アトランタ	サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ				
	欧州		ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	サンクトペテルブルク	エディンバラ		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東					ドバイ	イスタンブール		
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。